

## 規制の事前評価書（金融庁）

### 1. 政策の名称

少額短期保険業に係る規制の見直し

### 2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課保険企画室

### 3. 評価実施時期

平成 24 年 5 月 23 日

### 4. 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

##### 【現状及び問題点】

少額短期保険業は、保険金額が少額かつ保険期間が短期（最大 2 年間）の保険のみを引受けることを前提として、参入基準や商品審査の基準等を緩和した規制の枠組みである（平成 18 年 4 月 1 日の改正保険業法施行により導入）。このため、少額短期保険業者の引き受ける保険リスクや万が一少額短期保険業者が破綻等に至った場合の保険契約者等の損失を可能な限り抑制する方法のひとつとして、一の保険契約者に係る被保険者の総数は 100 人とされているが、保険の種類や保険金額の大小によらず一律の規制となっているため、実態を踏まえたものに見直す必要がある。

また、平成 17 年度当時共済事業を行っていた少額短期保険業者（以下「経過措置適用業者」という。）については、いわゆる根拠法のない共済（特定保険業者）からの円滑な移行を目的とした激変緩和措置として、改正保険業法施行日（平成 18 年 4 月 1 日）から 7 年間は、保険業法本則に定める少額短期保険業者の保険金額の上限を超える保険（本則の 5 倍（医療保険は 3 倍））の引受けを可能とする経過措置が設けられているが、経過措置終了後（平成 25 年 4 月以降）も既契約者においては、これまで加入した契約を継続するニーズが強いことを踏まえて、平成 24 年 3 月に保険業法の改正が行われ、経過措置が 5 年間延長（平成 30 年 3 月 31 日まで）されたところ。この改正に伴い、経過措置適用業者が引受け可能な保険の上限金額等を政令で定める必要がある。

##### 【目的・必要性】

上記に対応するため、保険契約者保護の観点踏まえつつ、一の保険契約者に係る被保険者の総数のあり方を見直すとともに、経過措置適用業者が引受け可能な保

険の上限金額等を定め、少額短期保険業者の提供する保険サービスや保険契約者の利便性の向上を図る必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

- ・ 保険業法施行令（平成7年政令第425号）第1条の6、第38条の9
- ・ 保険業法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第33号）附則第3条、附則第4条
- ・ 保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）第1条の2、第1条の2の3の2、第211条の30、第211条の31
- ・ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成18年内閣府令第9号）第37条の2、第38条

(3) 規制の新設又は改廃の内容

- ① 少額短期保険業における一の保険契約者に係る被保険者の総数について、一律100人から、一の保険契約者当たりの総保険金額の上限を、保険業法施行令本則に定める保険の種類に応じた上限金額に100を乗じた金額（以下「上限総保険金額」という。）までの人数とする。（例えば損害保険の場合、上限総保険金額が1,000万円×100＝10億円となることから、500万円の損害保険の被保険者数は10億円÷500万円＝200人が上限となる。）

なお、契約当初に上限保険金額内であれば、契約期間内にやむを得ない理由により被保険者が追加され上限総保険金額を超過した場合でも、契約期間内は上限総保険金額の10%に限り、当該超過を容認する。

- ② 現行の経過措置終了後（平成25年4月1日以降）、経過措置適用業者が引受可能な保険の上限金額を、既契約者（平成25年3月31日の契約者）に関しては従来どおり本則の5倍（医療保険は3倍）、新規契約者（平成25年4月1日以降の契約）に関しては本則の3倍（医療保険は2倍）とする。

5. 想定される代替案

代替案：上記規制①について、一の保険契約者に係る被保険者の総数の規制（100人）を撤廃する。（一の保険契約者当たりの総保険金額の上限も設けない。）  
上記規制②については、本案と同様のものとする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

少額短期保険業者において、上限総保険金額に係る規制に抵触することのないよう、一の保険契約者当たりの総保険金額を管理するためのシステムを構築するなど体制整備に係る費用が発生する。

② 代替案

少額短期保険業者において、一の保険契約者に係る被保険者の総数規制がなくなることにより、被保険者数のカウントが必要なくなることからそれに伴う事務費用が減少する。

(2) 行政費用

① 本案

特段の費用は発生しない。

② 代替案

特段の費用は発生しない。

(3) その他の社会的費用

① 本案

特段の費用は発生しない。

② 代替案

一の保険契約者に係る被保険者の総数規制、一の保険契約者当たりの総保険金額の上限のいずれも設けないため、被保険者と保険契約者に一定の関係(雇用関係等)がある場合には、一の保険契約者に係る引受けリスクが著しく高くなることから、少額短期保険業者が過度なリスクを負うこととなり、結果、その破綻等によって一の保険契約者当たりの損失が拡大するおそれがある。

7. 規制の便益(代替案における便益も含む。)

① 本案

保険契約者のニーズ等に応じ、現行よりも被保険者数を増加させることが可能となるなど顧客の利便性が向上することから、企業等による少額短期保険の活用が見込まれ、その結果、顧客サービス等の向上につながる事となる。

② 代替案

一の保険契約者に対する被保険者の総数規制が撤廃されることから、本案に比べてより顧客の利便性が向上し、企業等による少額短期保険の活用が見込まれ、その結果、顧客サービス等の向上につながる事となる。

8. 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

#### (1) 費用と便益の関係の分析

本案については、上限総保険金額に係る規制に対応するための体制整備に係る遵守費用が新たに発生することから、遵守費用は増加する。

しかしながら、当該遵守費用を負担しようとする少額短期保険業者においては、本件規制改正により得られる便益が当該遵守費用を上回ることが見込まれる。(本件規制の改正後も、便益が遵守費用を下回ると見込まれる少額短期保険業者は、当該遵守費用を負担することなく、現行規制のまま事業を行うことが可能。)

したがって、費用の発生というマイナスの効果は、便益の発生というプラスの効果を上回ると考えられ、本案による改正は適当といえる。

#### (2) 代替案との比較

本案については、代替案と比較し、遵守費用が上回るうえ、便益が下回ることが見込まれる。

しかしながら、代替案においては、少額短期保険業者が破綻等に至り、一の保険契約者の損失が拡大するおそれという社会的費用が見込まれるなど、少額かつ短期の保険のみ引受け可能とすることによって破綻等に至った場合の保険契約者等の損失を可能な限り抑制するという少額短期保険業者に係る規制の枠組みを逸脱することとなり、保険契約者の保護の観点から看過することはできない。

したがって、本案による改正は適当と考えられる。

#### 9. 有識者の見解その他関連事項

特になし

#### 10. レビューを行う時期又は条件

「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。